

マルチジョブホルダーに関する現状について

1. 雇用保険の適用に関する現行の取扱い

同時に2以上の雇用関係にある労働者については、当該2以上の雇用関係のうち、当該労働者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける1の雇用関係についてのみ、被保険者となる。

(※ 被保険者資格に係る当該1の雇用関係については、週所定労働時間が20時間以上などの適用要件を満たすことが必要。)

(※ 1の雇用関係が解除されたとしても、他の雇用関係が被保険者となりえる形で維持されれば、雇用保険制度の保険事故である「失業状態」には当たらない場合もあり、その際は、給付は行われない。)

2. 現状把握

(1) 総務省「就業構造基本調査」(平成19年) より

○ 本業も副業も雇用者である労働者数の推移

年	1987年	1992年	1997年	2002年	2007年
雇用者数(千人)	550	757	892	815	1029
雇用者全体に占める割合(%)	1.2	1.4	1.6	1.5	1.8

○ 本業も副業も雇用者である労働者数

	総数	会社などの役員	正規の職員・従業員	パート	アルバイト	派遣社員	契約社員
本業が雇用者であつて、副業も雇用者の数(人)	1,029,200	190,200	261,400	241,500	173,300	39,300	55,600
構成比(%)	100	18.5	25.4	23.5	16.8	3.8	5.4

(2) 「副業者の就労に関する調査」(JILPT調査シリーズNo.55(2009年)) より (別紙)

- ・調査対象：楽天リサーチが保有する全国の約136万人(調査実施時点)の登録モニターのうち、モニター登録上の職種が、「公務員・団体職員」、高校生以下の「学生」、「無職」、「その他」となっている者を除く18～64歳の男女、82万5,230人。
- ・調査期間：2007年11月22日から同月29日。
- ・有効回収数：調査対象82万5,230人に調査回答依頼のメールを送信し、有効回答数は17万4,318人。有効回答率は21.1%。